

森林環境保全整備事業 交付申請関係書類一覧

提出・提示区分	事業区分	書類	間伐更新伐	保育間伐	左記以外の森林整備	森林作業道	摘要	
提出書類	共通	交付申請書	要領別紙1-様式第3号	○	○	○	○	
		セルフチェックリスト	要領別紙1-様式第4号	○	○	○	○	
		実行内訳書	要領別紙1-様式第5号	△	△	△	△	標準単価が適用できる場合
		実行経費内訳書	要領別紙1-様式第6号	△	△	△	△	市町村が請負に付した事業及び森林作業道整備のうち標準単価が適用できない場合
		実行内訳書付表	要領別紙1-様式第7号	○	○	○	○	申請者が箇所ごとに申請内容を記載及び選択する方法で作成すること
		位置図		○	○	○	○	施行地の位置を示した5万分の1地形図
		施業図		○	○	○	○	5千分の1の森林計画図であつて、施行地の測線及び測点が挿入された図面。実行内訳書に記載された番号を付記する
		実測図	要領別紙1-様式第8号	○	○	△	○	1ha未満の事業地にあつては1千分の1、1ha以上あつては3千分の1を基準とする。測量を要さないものは不要
		測量野帳	要領別紙1-様式第9号	○	○	△	○	測量を要さないものは不要
		管理プロット調査結果表	要領別紙1-参考様式第1号	○	○	△	—	管理プロットによる施行地の管理を要さないものは不要
		精算設計書		△	△	△	△	第4の2～5の事業については提出する
		社会保険等加入状況調査表	要領別紙1-様式第11号	○	○	○	○	施行地ごとに事業に従事した各現場労働者について社会保険等の加入状況を記載した表
		写真		○	○	○	○	別表2 施行写真撮影基準に基づく写真
		標準断面図		—	—	—	○	標準単価を適用した箇所の標準断面図
		委任等関係書類		△	△	△	△	代理申請による場合
	森林環境保全直接支援事業のみ	搬出材積集計表	要領別紙1-様式第10号	○	—	—	—	施行地(搬出材積が10m ³ /ha未満の施行地はこの限りでない。)ごとに作成し提出する。
		森林経営計画認定書および該当箇所の森林経営計画書		△	△	△	△	森林経営計画に基づき実施した場合又は第3の4の(1)の規定による場合であつて補助金交付申請時に当該林分が森林経営計画の対象森林である場合は提出する
		申請後に当該林分を森林経営計画の対象森林とすることを確認できる書類		△	△	△	—	第3の4の(1)の規定による場合であつて補助金交付申請時に当該林分が森林経営計画の対象森林でない場合
		申請後に当該林分を森林経営計画の対象森林とするよう努めることを確認できる書類		△	△	△	—	第3の4の(2)の規定による場合申請後に当該林分を森林経営計画の対象森林とするよう努めることを確認できる書類を提出する
		森林経営委託契約書等の写し		△	△	△	△	第3の4の(2)の規定による場合は森林所有者から森林の経営の委託契約等により計画対象森林について原則として5年以上の期間にわたって育成及び保護することを委任されたことを証する書面の写しを提出する
森林共同施業団地内で一体的に実施された国有林の面積及び搬出材積一覧			△	—	—	—	森林共同施業団地対象民有林における間伐、更新伐の場合	
森林共同施業団地内で一体的に実施された国有林の施行位置図		△	—	—	—	森林共同施業団地対象民有林における間伐、更新伐の場合		
調査時提示書類	共通	施行地台帳		△	△	△	△	当該団地内で過去5年以内に施業履歴がなければ不要
		森林所有者の確認が出来る書類		△	△	△	△	森林経営計画の認定などにより確認済みの場合や他の書類で確認できる場合は不要
		写真		○	○	○	○	提出写真以外の現場写真
		社会保険等加入状況表にかかる支払い証明書		○	○	○	○	
		作業従事者の確認書類		○	○	○	○	出役簿等、現場従事者および作業期間等が確認できる書類
		請負等契約書		△	△	△	△	請負等契約がある場合は契約書を提示する
		精算書		△	△	△	△	実行経費との比較が必要な申請であつては精算書を提示する
		資材伝票		—	—	△	—	苗木や資材を使用している場合は提示する
		伐採及び伐採後の造林届、作業許可		○	○	△	△	届出書、許可書等の写しを提示する。
		埋蔵文化財法関係書類		△	△	△	△	埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地での施業実施時は文化財保護法に基づく書類を提示する
	自然公園法関係書類		△	△	△	△	特別保護区内での施業を実施する場合は許可書を提示する	
	火災、気象災、噴火災、病虫害等による被害状況等の資料		△	△	△	△	施行完了後に火災、気象災、噴火災、病虫害等の被害を受けた場合は当該被害に係る資料を提示する。	
	森林環境保全直接支援事業のみ	特定間伐等促進計画		△	△	△	△	特定間伐等促進計画による場合
		集約化実施計画		△	—	—	—	特定間伐等促進計画による場合
		材積伝票又は検知野帳		○	—	—	—	搬出材積集計表の根拠となる書類を提示する
公害森林整備の被	協定書		△	△	△	△	事業実施に協定を必要とする場合	

判例：○必要 △必要に応じて —不要